令和８年度 市民後見人養成講座（賀茂地区対象）
募 集 要 項

１　目　的

本講座は、認知症、知的障害あるいは精神障害等により判断能力が不十分な人の権利を擁護する成年後見活動に必要な基礎知識を習得し、市民後見人として活動できる人材を育成することを目的として開催します。

２　主　催

下田市社会福祉協議会（下田市委託事業）

（共　催）

東伊豆町社会福祉協議会、河津町社会福祉協議会、南伊豆町社会福祉協議会
松崎町社会福祉協議会、西伊豆町社会福祉協議会、
東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町

３　定　員

１５名

４　受講要件

① 成年後見制度及び高齢者や障害者への福祉活動に理解と熱意があること
② おおむね７５歳までの人で心身ともに健康であること
③ 賀茂地区（下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町・西伊豆町）に居所を有すること。
④ 原則として、指定した全ての講座を受講することが可能で、市民後見人として活動できる見込みがあること
⑤ 成年後見人の養成講座を実施する団体の資格を有していないこと
（弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、税理士、行政書士、社会保険労務士等の有資格者で、当該団体等で養成講座を実施している団体は、それぞれの団体で受講していただくこととし、市民後見人養成講座の受講対象とはなりません。※ただし、特段の事情があり、市町社会福祉協議会が認めた場合は除きます）
⑥ 親族後見人等になることのみが受講の目的ではないこと
（すでに親族後見人になっている又はなる予定がある人でも、今後、第三者の後見人としても広く活動していきたいという人は対象となります）。
⑦ 報酬を得ることを目的としないこと
（社会貢献の要素が強い制度であることをご理解ください）

５　日程及び会場

令和８年９月 18 日（金）～ 令和９年２月 19 日（金）（計 10 回）
会場：下田市民文化会館　大会議室ほか
※オンライン配信など集合形式と異なる方法で実施する場合もあります。
詳細は別紙「令和８年度市民後見人養成講座プログラム」を参照

（裏面に続く）

6　受 講 料

無料。但し、テキスト代として 7,700 円程度の実費が必要となります。

7　受講申込み方法

受講を申し込まれる方は、受講申込書・作文を郵送又は直接、お住まいの社会福祉協議会までご提出ください（提出された書類は、返却いたしません）。

（募集期間）令和８年７月 13 日（月）～令和８年８月 21 日（金）

8　受講決定等

募集締切り後、書類選考（受講申込書・作文）を行い、受講者を決定します。受講の可否については審査会実施後に連絡します（９月上旬予定）。

9　修了要件

必須講座にはすべて出席していただく必要があります。

必須講座以外の講座についても、原則としてすべての授業に出席していただく必要があります。ただし、事前に申し出があり、事務局がやむを得ないと判断した場合には、後日、補習を受けていただくことで出席扱いとします。また、オンライン配信等で行う授業についてもレポート等の提出をもって受講したものとみなします。

10　受講終了後について

本養成講座修了者には、修了証書を発行します。その後、市民後見人の活動をする意思のある人は審査を経て、社会福祉協議会が行う法人後見支援員及び日常生活自立支援事業の生活支援員として雇用契約を結び、一定期間、実務経験を積んでいただきます。

希望者は活動状況の評価を経て、「市民後見人候補者」として名簿への登録を予定しています。

11　注意事項

① 養成講座を修了した人全てが市民後見人候補者として登録できるわけではありません。

② 市民後見人候補者として登録することによって、成年後見人等になることを保証するものではありません。

（成年後見人として就任するためには、個別の案件に応じて家庭裁判所が選任することになります。また、本養成講座の受講により成年後見人等の資質が得られるわけではありません）

③ 成年後見人等の活動は、通常、平日の日中が主となるため、平日に勤務されている人は、本講座の趣旨をご理解の上、応募をご検討ください。

④ 感染症その他諸事情により、開催内容、開催日時および会場について変更する場合があります。